

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認 可 等 の 内 容		高額医療合算介護予防サービス費の支給
根 拠 法 令 及 び 条 項		介護保険法第61条の2第1項
所 管 部 課 係 名		いきいき健康部介護保険課介護給付・事業者係
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 法令により具体的に規定し言い尽くされているため
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日から90日まで
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）